

印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、印西市における教育関係団体の認定基準に関し、必要な事項を定める。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育に関する事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約を有すること。
- (3) 一定基準の会員数を有し、役員が選出されていること。
- (4) 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実になされていること。
- (5) 事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 役員の名簿及び会員数
- (4) その他必要と認める書類

(認定)

第4条 社会教育関係団体の認定は、社会教育委員会議の意見を聞いて教育委員会がこれを行う。

(認定の例外)

第5条 教育委員会は、第2条の規定にかかわらず、文部科学省及び千葉県教育委員会において、社会教育に關係ある団体としているもの、又は、その下部組織については、これを社会教育関係団体として認定する。

2 公民館等を活動の拠点とするサークル等にあっては、これらのサークルで構成する団体をもって、第2条に規定する団体とみなす。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、第4条の規定により社会教育関係団体として認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(認定団体の義務)

第7条 社会教育関係団体として認定された団体は、毎年度当初に次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 役員の名簿及び会員数
 - (3) その他必要と認める書類
- (変更の届出)

第8条 社会教育関係団体は、役員若しくは事務所の位置を変更し、又は団体を解散したときは、団体の代表者が速やかに教育委員会に届出なければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育委員会は、社会教育関係団体が公民館等の使用に対して、法第23条の規定に抵触し、又は、第2条及び第5条の要件を満たさなくなったとき、又は、前2条の義務を怠ったときは、社会教育関係団体の認定を取消すことができる。

2 前項の規定により社会教育関係団体の認定を取消したときは、当該団体の代表者に社会教育関係団体認定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(報告)

第10条 教育委員会は、社会教育関係団体に対し、必要に応じて事業内容等について、報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。